

3 会美監第66号  
令和3年11月11日

会津美里町長 杉山 純一 様

会津美里町監査委員 鈴木 英昭

会津美里町監査委員 渋井 清隆

令和3年度定期監査等の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定により監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

## 令和3年度定期監査の結果報告書

### 1. 監査対象年度及び監査実施期間

- (1) 監査の対象年度 令和3年度 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)  
(財政援助団体は令和2年度も含む)
- (2) 監査の実施期間 令和3年11月1日～11月9日

### 2. 監査の対象

- (1) 各課等  
議会事務局・出納室・総務課・政策財政課・町民税務課・健康ふくし課  
産業振興課・農業委員会・建設水道課・教育文化課
- (2) 現地監査  
会津美里町役場本庁舎及び複合文化施設(総務課)
- (3) 財政援助団体等  
一般社団法人会津美里町観光協会

### 3. 監査方針

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

### 4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について資料の提出を求め諸帳簿・書類の照合と併せて施設に出向き関係職員から説明を受け、現地検証を実施した。

○提出された資料

- (1) 歳入歳出執行状況一覧
- (2) 事業実施箇所等調書(工事・委託業務)
- (3) 補助金調書
- (4) 町税、使用料等の収納状況調書
- (5) 週休日振替簿・勤務時間の割り振り変更・代休指定簿(振替日等が条例・規則等の範囲を超過したまま残っている分のみ)
- (6) 宿日直日誌
- (7) 備品台帳
- (8) 公用車事故発生状況報告書
- (9) 公用車使用簿
- (10) 時間外勤務状況集計表

### 5. 監査の結果

提出資料等に基づき全般にわたり監査を実施した結果、一般会計、特別会計、企業会計とも歳入歳出予算の財務に関する事務の執行等は概ね適正である。諸帳簿・書類の整

備状況についても概ね良好であるが、以下について留意されたい。

(1) 歳入について

令和3年9月30日現在の一般会計の歳入は、予算現額13,009,715千円に対し、収入済額は5,954,250千円で、執行率45.77%となっており、調定額6,856,625千円に対する収入率は86.83%となっている。

主な自主財源である町税の収入済額は、前年比34,320千円減の947,982千円である。また、滞納繰越分の収入未済額は、町税、負担金、使用料、給食費合わせて前年比3,049千円減の60,835千円となっている。

特別会計（水道事業会計、下水道事業会計を除く。）の滞納繰越分の収入未済額は、前年比5,599千円減の64,936千円となっている。特に国保税が4,907千円減少している。

一般会計・特別会計・企業会計ともに、徴収基本方針に基づき、鋭意取組んでいるが、引き続き、収入未済額及び不納欠損額の縮減に向けて努力されたい。

滞納繰越分の収入未済額

一般会計

(単位：円)

	令和3年9月30日 (A)	令和2年9月30日 (B)	(A) - (B)	令和2年度 不納欠損額
町民税（個人）	13,391,094	15,079,438	△ 1,688,344	354,907
町民税（法人）	1,395,604	1,257,792	137,812	61,792
固定資産税	30,434,207	27,947,291	2,486,916	1,067,306
軽自動車税	2,356,649	2,488,427	△ 131,778	105,600
町営住宅使用料	5,975,430	7,327,410	△ 1,351,980	—
住宅駐車場使用料	175,590	203,180	△ 27,590	—
児童福祉施設入所費負担金	854,680	2,916,300	△ 2,061,620	—
給食費	6,252,001	6,664,572	△ 412,571	—
合計	60,835,255	63,884,410	△ 3,049,155	1,589,605

特別会計

(単位：円)

	令和3年9月30日 (A)	令和2年9月30日 (B)	(A) - (B)	令和2年度 不納欠損額
国民健康保険	58,732,091	63,639,497	△ 4,907,406	1,820,800
介護保険	5,578,235	6,441,220	△ 862,985	908,510
後期高齢者医療	625,888	455,100	170,788	22,400
合計	64,936,214	70,535,817	△ 5,599,603	2,751,710

## (2) 歳出について

半期の執行計画を作成していないので、予算現額に対する負担行為額及び支出命令額を参考に確認を行った。

定期監査基準日における歳入歳出執行状況一覧の収入未済額には、納付期限経過（滞納）と未到来のものが混在するが、その内容の把握が不十分で納付期限を相当経過しているものが認められた。昨年の定期監査においても同様の意見を付しているが、確認を徹底し適切な督促管理を行われたい。

全体的な予算の執行状況と併せて、特に降雪期を前に、工事・修繕等の未発注の有無について再確認するとともに、現在進行中の工事・修繕等の進捗管理に万全を期されたい。

今年度、初めて公債権である保育所入所費負担金1,291,900円について不納欠損処理を行ったが、時効成立から相当経過していることが認められた。今後は、適切に処理されたい。

## (3) 事務の適切な遂行等について

令和3年9月会議において議決された、議案第58号会津美里町一般会計補正予算(第8号)の分収木の売買代金の学校教育施設整備基金への積立について、管理費用分を相殺(減算)したが、基本的には、総額を積立したのち、管理費用分を一般会計へ繰り入れすべきである。

土地建物貸付契約書について、使用料の納入期日が具体的に規定されていないものが認められたことから内容の検証を行われたい。

奨学資金貸付金について、個人別明細と総括表に差異があることから、精査を行われたい。

なお、償還免除が決定(決裁)された時点で、お互いの債権・債務は消滅すると解すべきであり、適切な貸与(貸付)残高管理を行われたい。

## (4) 業務委託先等との連携強化について

業務委託・指定管理を行っている、社会福祉協議会、シルバー人材センター、振興公社等との連携・連絡を更に密にし、引き続き、委託業務等が適正かつ効率的に遂行されるよう努められたい。

## (5) 労務管理等について

職員研修については、外部研修に加えて、内部研修としてコンプライアンス研修・OJT研修・ハラスメント研修を開催しているが、実効性が確保されるように努められたい。

時間外勤務の状況を検証した結果、1ヶ月45時間超過は26名で37月、2ヶ月連続超過者は2名、最高時間は172時間である。所属長においては、引き続き所属職員の勤務状況を的確に把握し、健康管理(身体・メンタル両面)に留意するとともに適正な労務管理に努められたい。

公用車の事故報告書を検証した結果、報告件数は1件で内容は軽微なものであるが、間もなく降雪期を迎えることから、引き続き安全運転の徹底を図られたい。

#### (6) 現地審査について

本庁舎及び複合文化施設について、点検結果に対する対処状況について実施した。2年目経年検査報告書が令和3年10月29日付で提出されているが、検査日は令和3年3月27日となっており、検査日から7ヶ月と相当経過していることから、今後は迅速な提出を求められたい。また、報告書の提出にあたっては、現場代理人名ではなく、しかるべき権限を有する職位の者からの提出を求めるべきである。

対処状況について確認した結果、エントランスの降雪による雪庇（落雪）対策、ホール北側出入口の排雪による手摺笠木の破損に伴う笠木の交換、排雪によるホール南側の破損に伴う屋根の交換等、まだ完了していない部分が見受けられる。町からの依頼との記載があるものも認められるが、保証対象の可否について充分精査の上、降雪期を迎えることから早急に対処されたい。

## 令和3年度定期監査の結果報告書

### 1. 監査の対象

一般社団法人会津美里町観光協会

### 2. 監査の期日

令和3年11月8日（月）

### 3. 監査の観点及び方法

財政援助団体として地方自治法第199条第7項の規定に基づき関係資料の提出を求め、事業の執行状況について適正かつ効果的に行われているかを主眼に実施した。

《提出された資料》

- (1) 定款・諸規程
- (2) 総会資料
- (3) 補助金交付申請関係書類
- (4) 諸帳簿

### 4. 補助金の額

36,120,000円

(一般社団法人会津美里町観光協会事業補助金)

7,610,642円

(みさと観光応援(エール)事業補助金)

### 5. 監査の結果

会津美里町観光協会の令和2年度決算書・同観光事業補助金並びにみさと観光応援(エール)事業実績報告書等について検証した結果、適切に実施されたものと認める。

令和2年度事業報告書を見ると、新型コロナ禍の中で従来実施してきたあやめ祭等4大イベントが中止となったが、みさと観光応援(エール)事業を展開し状況改善に努めてきた。

今までは、事務全般業務を会津美里振興公社に委託していたが、令和3年6月10日には任意団体としての観光協会から一般社団法人となり運営体制が強化された。

町の観光振興計画においても、観光協会の役割について最も重要に位置づけされている。令和3年度の事業計画に掲げているように、中止した事業の再開や新規事業の検討、特に収益事業の取組みによる自主財源の確保対策と併せて、会員の拡大(会費口数の増額)等にも積極的に取り組まれない。